

中国《会社法》改正、2024年7月1日施行

中国の《会社法》改正が正式公布されました。2024年7月1日施行に向け、主要ポイントについて解説いたします。

※ 本稿は日本国内にて日本企業向けに配信された記事です（執筆：弁護士法人キャストグローバル 弁護士 金藤力、監修・解説：北京天馳君泰律師事務所 中国律師 唐軼晴）

1. はじめに

2023年12月29日、中国《会社法》の改正が全国人民代表大会常務委員会において採択され、正式に公布された。施行日は2024年7月1日となっている。

中国《会社法》の改正については、2021年12月の第1次改正草案から2023年9月の第3次改正草案まで3度の意見募集が行われていた。

本稿では、正式に公布された中国《会社法》の改正箇所について、多くの会社が自社への影響の有無や対応の要否を検討する必要があると思われるものを中心に概観していく。なお、株式有限会社に関する改正箇所は紹介を基本的に省略する。

2. 株主会、董事会等の機関に関する事項

(1) 株主会の決議に関する事項

株主会の決議に関する各条文は、第3次改正草案から概ね変わらない。株主会での決議事項が若干減少し、決議要件に「過半数」が明記された。株主会の決議事項からは「経営方針および投資計画」が削除されたが、董事会決議事項には「会社の経営計画および投資方案」が従来どおり残された（改正法第67条第2項第3号）。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
株主会の法定決議事項	「経営方針および投資計画」、「年度財務予算方案および決算方案」につき、決議項目から削除。また、社債発行につき董事会に授権できる旨を追加。	第37条	第59条	
普通決議の決議要件	株主会決議について、（3分の2以上の議決権による特別決議による場合を除いては）議決権の「過半数」により決議すべき旨を追加。	第43条	第66条	(※)

(※) なお、3分の2以上の議決権が必要となる決議は、現行法と変わりなく、「会社定款の変更および登録資本の増加または減少の決議ならびに会社の合併、分割もしくは解散または会社形式の変更」である（改正法第66条第3項）。

(2) 董事会の決議に関する事項

董事会の決議に関する各条文も、第 3 次改正草案から概ね変わらない。決議事項が若干修正され、定款による制限や定足数・決議要件に関する規定が追加された。董事会決議事項のうち「経営計画および投資方案の決定」は、第 3 次改正草案では削除されていたが、正式公布時には現行法と同じく残されることとなった。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
董事会の法定決議事項	「年度財務予算方案および決算方案の立案」を削除。	第 46 条	第 67 条	
定款による制限	会社定款による董事会の権力に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。			
定足数、決議要件	董事会会議の開催には過半数の董事の出席を要する。また、決議には董事全体の過半数による採択を要する。	第 48 条	第 73 条	

(3) 董事会への従業員代表の参加

従業員 300 名以上の会社の場合、董事会のメンバーに従業員代表を含めなければならない点、有限責任会社の董事の員数の上限（13 名）の撤廃、いずれも第 3 次改正草案から変わらない。

さらに、「解散、破産申立て」について検討・決定する際に、会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見および建議を聴取すべき旨が追加されている（改正法第 17 条第 3 項）。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
董事会への従業員代表の参加	一定の場合を除き、従業員人数が 300 名以上である場合には、董事会のメンバーには会社従業員代表が含まれている必要がある。	第 44 条	第 68 条	
解散・破産に関する従業員意見徴求	検討・決定にあたり会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見および建議を聴取すべき事項として、従来の「制度改革および経営の面の重大問題」に「解散、破産申立て」を追加した。	第 18 条	第 17 条	
董事の員数上限	有限責任会社につき、従来の上限（13 名）は撤廃。	第 44 条	第 68 条	(※)

(※) 参考までに、株式有限会社についても、有限責任会社と同じ「3 名以上」に統一された。（従来は 5 名～19 名とされていた。）

(4) 董事の辞任、解任

董事の辞任・解任に関しても、第 3 次改正草案から概ね変わらない。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
董事の辞任	董事は辞任する場合には、書面により会社に通知しなければならず、会社が通知を受領した日に辞任が効力を生ずる。(ただし、辞任後に董事会メンバーが法定人数を下回る場合は、新董事の就任まで職務を履行する必要あり。)	第 45 条	第 70 条	
董事の解任	株主会は、董事の解任を決議することができる。解任に正当な理由がない場合、董事は会社に対して賠償を求めることができる。	なし (新設) (注1)	第 71 条	

(5) 法定代表者の辞任、会社を代表して会社の事務を執行する董事

法定代表者については、現行法では「董事長、執行董事または総経理」となっていたが、改正法では「会社を代表して会社の事務を執行する董事または総経理」となっている。また、法定代表者が辞任した場合、会社が 30 日以内に新たな法定代表者を確定しなければならないことが規定された。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
法定代表者	法定代表者につき、「董事長、執行董事または総経理」から「会社を代表して会社の事務を執行する董事または総経理」に変更された。	第 13 条	第 10 条	
法定代表者の辞任	法定代表者が辞任した場合、会社が 30 日以内に新たな法定代表者を確定しなければならない。			

(6) 株主会、董事会の決議の取消、不成立

株主会、董事会での決議の取消や不成立についての規定も、第 3 次改正草案からほとんど変わらない。ただし、決議取消権を行使できる期間については、第 3 次改正草案では「決議のなされた日から 5 年以内」とされていたところ、この 5 年を 1 年に短縮した。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
決議取消とならない事由	株主会、董事会での決議の取消請求につき、軽微な瑕疵のみで決議に実質的な影響がない場合は対象としない旨を明記。	第 22 条 (注2)	第 26 条	
決議取消権の消滅	株主が決議のなされた日から 1 年以内に取消権を行使しなかった場合には、取消権は消滅することを追加。			

(注1) 《「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定 (5) 》(法釈[2019]7 号) 第 3 条参照。

(注2) 《「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定 (4) 》(法釈[2017]16 号) 第 4 条参照。

決議不成立事由の明記	会議を招集開催せずに決議をした場合等につき、決議を不成立とする旨を規定。	なし (新設) (注3)	第 27 条	
決議無効と善意の第三者	決議が取消または無効となった場合も、会社が当該決議に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない旨を規定。	第 22 条 (注4)	第 28 条	

(7) 電子通信による会議開催

会社の株主会、董事会および監事会による会議の招集開催および表決は電子通信の方式を採用することができる。この点も第 3 次改正草案から変更はない。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
電子通信による会議開催	会社の株主会、董事会および監事会による会議の招集開催および表決は、電子通信の方式を採用することができる旨を追加。	なし (新設)	第 24 条	

(8) 総経理の職権

総経理の職権については第 3 次改正草案と同じく、例示列举がなくなり、定款または董事会の授権によることとされた。

なお、会社の機関として総経理を置くかどうかについては、任意とするか強制とするか審議過程で紆余曲折があったが、結局、正式公布版では「総経理を置く『ことができる』」との表現となった。つまり、総経理を設置するかどうかは任意のまま、現行法どおり変更無しとなっている。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
総経理の職権	例示列举をなくし、「会社定款の規定または董事会の授権に基づき職権を行使する」旨のみとする。	第 49 条	第 74 条	

(9) 監事・監事会の不設置、これらに代わる「監査（審計）委員会」

この点も第 3 次改正草案と概ね同じである。規模が比較的小さく、または株主の人数が比較的少ない有限責任会社について、株主全体の一致した同意を経て、監事を置かないこともできる旨の規定が追加された。また、監事または監事会に代えて董事会の中に董事からなる監査委員会を設けることを認め、この場合にも監事や監事会を置かずともよい旨の規定を設けている。

なお、第 3 次改正草案からの変更点として、「会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となる

(注3) 同第 5 条参照。

(注4) 同第 6 条参照。

ことができる」旨が新たに追加された。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
監査委員会	董事会の中に董事からなる監査委員会を設置し、監事会または監事に代替することができる。なお、会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。	なし (新設)	第 69 条	
小規模会社の 監事不設置	小規模会社では、株主全体の一致した同意を経て、監事を置かないこともできる。監事会を設けない場合の監事の人数について、現行法は「1 名ないし 2 名」の監事を置くこととされているが、これを「1 名」に変更した。	第 51 条	第 83 条	

(10) 株主による帳簿等閲覧権の拡充

株主による帳簿等の調査閲覧については、まず、第 3 次改正草案のとおり、株主が会計士等の専門家に依頼して行う調査閲覧についての規定が追加された。さらに、第 3 次改正草案から正式公布に至るまでの変更点として、全出資子会社の関連資料も株主による調査閲覧の対象となることが明文化された。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
株主による帳簿等閲覧権	会計帳簿のみならず会計証憑も対象となる旨を追加。会計士等に委託しての閲覧、会計士等における国家秘密・商業秘密、個人情報等の保護に関する規定を追加。	第 33 条 (注5)	第 57 条	
全出資子会社に対する調査	全出資子会社の関連資料も株主による調査閲覧の対象とする旨を明文化。			

3. 株主や持分に関する事項

(1) 持分譲渡に関する他の株主の同意が不要に

持分譲渡に関する条文も、第 3 次改正草案からほぼ変更なく正式発布に至り、譲渡にあたって他の株主の同意を得る必要がないこととされた。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
持分譲渡に関する他の株主の同意	株主以外の者に対し出資持分を譲渡する場合に、他の株主の過半数の同意を要する旨の規定を削除。他の株主は優先買取権を有するのみとなる。なお、他の株主へ通知すべき事項について、「出資持分譲渡の数量、価格、支払方式および期限等の事項」と明確化された。	第 71 条	第 84 条	

(注5) 《「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定 (4) 》(法积[2017]16号) 第 10 条第 2 項 参照。

(2) 少数株主の持分買取請求権

少数株主による会社に対する持分買取請求権に関する規定も、第 3 次改正草案から変わりなく正式公布となっている。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
支配株主の権利濫用時における買取請求権	会社の支配株主が株主権を濫用し、会社または他の株主の利益を重大に損なった場合、他の株主は会社に合理的価格での持分買取を請求できる。	第 74 条	第 89 条	
買取請求に応じるための自社持分の一時的保有	会社が買い受けた自社の出資持分について、会社は、6 か月内に譲渡し、または消却しなければならない。			

(3) 未払込持分の譲渡

未払込持分の譲渡に関する規定も、表現の若干の変更はあったものの、内容的には第 3 次改正草案どおり正式公布となった。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
未払込持分の譲渡	未払込持分が譲渡される場合、譲受人が当該出資を払い込む義務を負い、譲渡人も補充責任を負う。	なし (新設) (注6)	第 88 条	
出資未払込、現物出資の価額不足のある持分が譲渡された場合	持分譲渡において、譲渡人が定款所定の期限どおり出資払込を行っておらず、または現物出資された財産の価額が引受出資額を著しく下回る場合、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。ただし、譲受人がこれら事由の存在を知らず且つ知るべきでない場合には、譲渡人のみが責任を負う。			

(4) 出資払込に関する規制

第 3 次改正草案と同じく、出資払込期限について 5 年以内とする旨の規定が追加されている。さらに、第 3 次改正草案からの変更点として、改正法施行時点（2024 年 7 月 1 日）において既に設立されている会社であっても、出資期限がこの期間以内になるように徐々に調整しなければならないこと、また、出資期限または出資額が明らかに異常である場合については会社登記機関が遅滞なく調整を要求できることが規定された。

また、出資状況の確認について董事会に照合調査の義務を負わせ、「責任を負う董事」の賠償責任に関する規定も、第 3 次改正草案と同様である。（未払込を発見した場合に払込を催告する主体については「会社」であることを明記する表現の調整がなされた。）

(注6) 《「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定（3）》（法釈[2011]3号）第 18 条参照。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
出資払込期限	設立時の出資払込について、設立から5年以内に全額を払い込むべき旨を追加。(増資についてもこの規定が準用される。) 既存の会社にあっても、改正法施行後はこの払込期限に適合するよう調整する必要がある。	第26条	第47条 第228条 第266条	
出資未払込に関する董事の責任	董事会が出資状況の照合調査の義務を履行せず、会社に損失をもたらした場合には、責任を負う董事は、賠償責任を負わなければならない旨を追加。	なし (新設)	第51条	
出資持分、債権による現物出資	現物出資について、出資持分、債権をもって現物出資することもできる旨を明文化。	第27条	第48条	

(5) 払込遅延による持分喪失、繰上げ払込

出資払込の遅延・不履行がある場合の未払込持分の喪失、これによる譲渡または抹消が6ヵ月以内に行われない場合の他の株主による払込義務などについても、第3次改正草案と概ね同じである。第3次改正草案との違いとしては、失権につき異議を有する株主は失権通知受領日から30日のうちに人民法院に対して提訴しなければならない旨の規定が追加された。また、条文の順序が若干調整されている。

出資の引き揚げ(中国語「抽逃出资」)についても、第3次改正草案から変更なく、責任を負う董事・監事および高級管理者に連帯責任を負わせることとされている。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
払込遅延による持分喪失	定款所定の期限どおりに出資を払い込んでいない株主につき、会社が60日以上猶予期間を定めた払込催告書を発したにもかかわらずなお払込をしない場合、未払込の持分を喪失する旨の規定を追加。また、その喪失した持分を6ヵ月以内に譲渡または抹消しない場合には会社の他の株主が払込をすべき旨を規定。	なし (新設) (注7)	第52条	
出資引き揚げに関する役員 の連帯責任	株主の出資の引き揚げにより会社に損失をもたらした場合には、責任を負う董事、監事および高級管理者は、当該株主と連帯賠償責任を負わなければならない。	第35条 (注8)	第53条	

(注7) 《「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定(3)》(法积[2011]3号)第17条参照。

(注8) 同第14条参照。

会社の支払不能時の払込繰上げ	会社が期限到来債務を弁済することができない場合、会社または債権者が未払込持分の払込を前倒して要求できる旨の規定を追加。	なし (新設)	第 54 条	
----------------	---	------------	--------	--

(6) 持分譲渡と株主名簿

持分譲渡について、株主名簿の変更の時から譲受人が株主としての権利を行使できることが明記された。出資証明書や株主名簿の記載事項も、現行法から若干の調整がなされている。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
持分譲受人による権利行使	出資持分が譲渡される場合には、譲受人は、株主名簿に記載された時から会社に対し株主としての権利の行使を主張できる。	なし (新設)	第 86 条	
出資証明書、株主名簿の記載事項の変更	「払込済みである出資額」、「株主資格の取得・喪失日」などを記載事項として追加している。	第 31 条 第 32 条	第 55 条 第 56 条	

(7) 欠損填補と減資

減資については「別段の定めがない限り」、出資比率に応じて行わなければならないことが明記された。この「別段の定め」について、第 3 次改正草案では「法律に」定めがある場合に限られていたが、正式公布版では有限責任会社の場合は「全株主による約定」、株式有限会社の場合は「定款」における定めでもよいことが追記された。

資本積立金による欠損填補を認める規定や、減資による欠損填補の場合の処理についての条文は、第 3 次改正草案と特に変更はない。留意点として、減資による欠損填補を行ったとしても、それによって出資払込義務は免除されない。つまり、未払込持分がある状態でこれを減資によって抹消しようとするとき、欠損がある状態であれば、減資を行ったとしても払込義務自体は残ってしまうことになり、意図した目的を達しないこととなる可能性がある。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
積立金による欠損填補	積立金による欠損填補にあたっては、まず任意積立金および法定積立金を使用しうえ、さらに不足があれば資本積立金も使用できる。	第 168 条	第 214 条	
減資による欠損填補	積立金による欠損填補をした後、なお欠損がある場合には、登録資本を減少させて欠損を填補することができる。ただし、株主への分配や出資払込義務の免除を伴ってはならない。	なし (新設)	第 225 条	
減資と出資比率	別段の定め（法律、有限責任会社の場合は全株主による約定、株式有限会社の場合は定款による）のある場合を除き、減資は出資比率に相応して行わなければならない。	第 177 条	第 224 条	

(8) 配当実施時期

配当実施時期については、決議から6か月のうちに分配することが要求されている。第3次改正草案からの変更点として、第3次改正草案の段階では「ただし、会社定款または株主会決議に別段の定めのある場合を除く。」となっていたが、正式公布版ではこの但書が削除された。結果として、配当実施は必ず決議から6か月のうちに行う必要があることとなっている。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
配当実施時期	董事会は、株主会での配当決議がなされた日から6か月以内に配当をしなければならない。	なし (新設)	第212条	

4. 董事・監事および高級管理者の義務・責任**(1) 忠実義務、勤勉義務**

董事・監事および高級管理者に関する忠実義務および勤勉義務（現行法第147条、第148条）の規定についても、若干の表現の調整や条文の順序の変更はあったものの、内容的には第3次改正草案からは特段の変更がないまま正式公布に至った。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
勤勉義務の内容を明記	会社の最大利益のため管理者として通常あるべき合理的注意を尽くす義務を明記。	第147条	第180条	
董事以外の執行者への適用	会社の株式支配株主および実際支配者が会社の事務を実際に執行する場合も準用。			
自己取引の規定の詳細化	董事・監事・高級管理者やその関係者と会社との契約または取引につき、定款にしたがい董事会または株主会の決議を要する旨の規定を詳細化。	第148条	第182条 ～ 第184条	
商業機会取得、競業の承認	商業機会の取得、同類業務を経営する行為の承認に関する規定を詳細化。			
利害関係者の表決不参加	自己取引、競業等の承認決議につき、関連する董事は表決に参加してはならない。その結果、董事が3名を下回る場合は株主会の審議に付す。（注9）	なし (新設)	第185条	

(2) 董事等の第三者責任

董事等の第三者責任、支配株主との連帯責任、董事の賠償責任保険についての規定も、第3次改正草案から

（注9） 現行法では上場会社に関する特別規定において定められている内容（現行法第124条）と類似している。

変更なく成立した。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
董事等の第三者責任	董事または高級管理者に故意または重大な過失が存在する場合、第三者に対して賠償責任を負う。	なし (新設)	第 191 条	
支配株主の連帯責任	支配株主または実質支配者が董事または高級管理者に指示して会社または株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連帯責任に関する規定を追加。	なし (新設)	第 192 条	
董事の賠償責任保険	会社が董事のため責任保険を付保する場合、董事会から株主会への報告を要する。	なし (新設)	第 193 条	

5. その他の改正内容

その他の改正内容についても、第 3 次改正草案から特段の変更はない。

項目	改正内容	現行法	改正法	備考
定款記載事項の修正	定款記載事項のうち、「出資時期」が「出資日」に、「会社の法定代表者」が「会社の法定代表者の選出および変更方法」にそれぞれ変更された。	第 25 条	第 46 条	
国家企業信用情報公示システム	会社は、国家企業信用情報公示システムの公示情報が真実であり、正確であり、かつ、完全であることを確実に保証しなければならない。	なし (新設) (注10)	第 40 条	
一人有限責任会社に関する規定	一人有限責任会社に関する規定は削除。	第 57 条 ～ 第 63 条	なし (注11)	
国有独資会社に関する規定	従来は国有独資会社のみに関する特別規定であった部分を、「国家出資会社の組織機構の特別規定」に改める。	第 64 条 ～ 第 70 条	第 168 条 ～ 第 177 条	
株主代表訴訟の対象	株主代表訴訟につき、全出資子会社の董事等も対象とする旨を規定。	第 151 条	第 189 条	

(注10) 《企業情報公示暫定施行条例》(国务院令第 654 号。2014 年 8 月 7 日公布、同年 10 月 1 日施行) 第 11 条参照。

(注11) 改正法第 42 条、第 92 条にはそれぞれ「1 名以上」という文言が追加され、株主が 1 名でもよいことが明確にされた。また、現行法第 63 条の規定については、改正法第 23 条第 3 項として実質的に同じ条文が残っている。

株主会決議を要しない合併	90%以上出資する子会社との合併、合併により支払う対価が純資産の10%以下の合併については、株主会決議は不要とする。	なし (新設)	第219条	
清算義務者、清算グループ	董事が会社の清算義務者である旨の追記、清算グループは「株主により構成」から「董事により構成」へと変更。	第183条	第232条	

6. おわりに

今回の会社法改正により、多くの企業が自社に影響する項目について対応を検討する必要がある。また、《外商投資法》対応が未済の企業の定款変更については、2024年12月31日までが猶予期間となっており、この定款変更が未だ完了していない企業にあっては、今回の改正《会社法》の施行期日が2024年7月1日となったことで、これまでに検討・準備していた定款の文案や従来利用していた書式について改正法に照らした調整が必要になるなど、対応の困難さは若干増すのかもしれない。今後、関連法令や実務動向にも注目しておきたい。

(※) 本稿の内容については中国律師による監修を経ていますが、中国法の適用に関する具体的意見又は判断を含むものではないため、中国国内においては具体的には中国律師への相談をお願いします。

(執筆) 金藤 力

弁護士法人キャストグローバル 弁護士
2000年 弁護士登録（大阪弁護士会）・司法修習53期

1998年 京都大学法学部卒業
1999年 司法修習生（～2000年）
2000年 新淀屋橋法律事務所入所
2003年 京セラ株式会社入社
2008年 弁護士法人キャスト参画
2010年 弁護士法人キャスト上海事務所一般代表
2014年 弁護士法人キャスト北京事務所首席代表
2018年 弁護士法人キャスト大阪事務所代表

キャストグローバルグループは、中国や ASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士等異なる10におよぶ資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内21拠点、国外8拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。